

## 熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和4年5月10日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

### 農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

15番 赤木 英雄

午後3時00分 開会

事務局 それでは定刻になりましたので、只今から熊本市農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員24名中、23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき総会は成立しております。それでは会長ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、世間では3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークとなり、各地で賑わいが戻っていたようです。

コロナ感染も心配なところですが、感染対策を行いながらある程度経済を回すことも必要と感じているところでございます。

それでは本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。

総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

事務局                    ありがとうございました。  
                              総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。  
                              それでは会長よろしくお願いいたします。

議 長                    それでは議事に入りますが、議事に入るにあたり総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。  
                              本日の議事録署名者には4番の上田定信委員と5番の木村憲正委員を、書記に事務局の村上浩徳技術主幹を指名いたします。  
                              よろしくお願いいたします。  
                              本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案非農地証明願までの8件でございます。  
                              はじめに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請28件でございます。  
                              地元委員のご報告にあたりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
                              それでは1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

                              22番委員、西富です。  
                              1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告します。  
                              1番は、経営拡張するための所有権移転の申請です。  
                              申請地には、米を作付けされるとのことです。  
                              以上1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。  
                              ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長                    ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同                    異議なし。

議 長                    異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
                              続きまして2番。

9番 田上正富委員

                              9番委員、田上です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張による所有権移転の申請です。

譲受人は、ミカンを作付けされている農家で、申請地にはミカンを作付けされる計画です。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。

譲受人は、水稻を作付けされている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。

譲受人は、水稻及び露地野菜を作付けされている農家で、申請地には露地野菜を作付けされる計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして5番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、和解判決による所有権移転の申請です。

譲受人は、蕎麦を栽培されている兼業農業で、申請地にはミカンと蕎麦を栽培される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして6番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

6番から15番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番から8番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は、麦、水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付けされる計画です。

9番から11番は関連で、独立就農のための使用貸借権設定の申請です。

借人の夫婦は、これまでも親元で農業に従事されております。許可後、申請地にはナス、水稻、露地野菜を作付けされる計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は、水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地にはナスを作付けされる計画です。

13番は、兄へ贈与のための所有権移転の申請です。

譲受人は、水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地にはナスを作付けされる計画です。

14番は、独立就農のための賃借権設定の申請です。

借人は、これまでも親元で農業に従事されております。許可後、申請地には、水稻、ナスを作付けされる計画です。

15番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。

譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付けされる計画です。

以上10件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま6番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして16番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。

譲受人は、水稻及び施設野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして17番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

17番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。

譲受人は、水稻、麦、大豆を作付けされており、許可後は水稻、麦を作付けされる計画です。

18番、19番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。

18番の譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されており、申請地には水稻を作付けされる計画です。

19番の譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されており、申請地には水稻を作付けされる計画です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。

譲受人は、栗、タケノコを作付けされており、許可後は栗を作付け

される計画です。

以上4件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま17番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして21番。

#### 19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

21番から23番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は水稻、サトウキビ等を栽培される兼業農家で、許可後、申請地には水稻を作付される予定です。

22番、23番は関連です。

22番は、これまで義父が賃貸借していた農地について、その権利を継承するための申請です。また、23番につきましては、義父と娘婿との間で賃借権を設定される申請です。

申請地につきましては、以前から借人が耕作を行ってきたということで、許可後におきましても引き続き水稻を作付される予定です。

なお、耕作面積が0となっておりますが、申出のとおり申請地は以前から借人により耕作されていたということを農業委員が確認しており、今回地区委員会で聞き取り調査は行っておりません。

以上3件、先の地区委員会におきまして検討し、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま21番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして24番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

24番から28番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

譲受人は芝、水稻を作付される兼業農家で、許可後は芝を作付される予定であります。

25番は、所有権移転し、第三者へ贈与される申請であります。

譲受人はスイカ、メロン等を栽培される専業農家で、許可後はスイカ、メロン等を作付される予定であります。

26番は、所有権移転し、後継者へ贈与される申請であります。

譲受人は菊、水稻を栽培される専業農家で、許可後も引き続き水稻を作付される予定であります。

27番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は柿、スイカ、梨等を栽培される専業農家で、許可後は柿を作付される予定であります。

28番は、農地所有適格法人が経営拡張のための所有権移転をする申請であります。

当該法人は水稻、飼料作物、アスパラガス等を栽培されており、許可後は水稻、シイタケを作付する予定であります。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま24番から28番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請6件

でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。

それでは1番をお願いします。

## 2 2 番 西富大二郎委員

2 2 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、兼農者である共有名義人が自己用住宅の建築と共同住宅2棟を建設するための転用許可申請です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地及び市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。

土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことでした。

土地利用計画は、転用面積1,595㎡に、共同住宅2棟、駐車場18台分、2階建て個人住宅1棟、新設道路、避難道路、後退道路を建設する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和6年5月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査協議済みとのことでした。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、敷地拡張のための転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、既存面積757.77㎡の農家住宅の敷地の拡張で、転用面積131㎡を普通車両3台分の駐車場として使用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

ただ、申請地は既に宅地の一部として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

3番は、農業、漁業を営む申請人が漁業用倉庫、駐車場及び農業用倉庫への転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積771.45㎡、転用面積651㎡に海苔乾燥用倉庫1棟、普通車両3台分の海苔生産従業員用駐車場及び農業用倉庫1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

ただ、申請地は既に農漁業用資材置場として利用されており、今後こ

のようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

4番は、農業用倉庫及び農業用資材置場への転用許可申請です。

農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積360㎡に農業用倉庫1棟、農業用工具置場、農業用車両置場及び作業スペースの計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

工事期間は令和4年10月15日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

ただ、申請地は既に農業用資材置場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
　　続きまして5番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、漁業用資材置場への転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに

適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地552㎡のうち200㎡を転用し、海苔養殖用の資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

工事計画は令和4年12月31日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして6番。

#### 4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

6番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、駐車場への転用申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

なお、申請地は既に駐車場として利用されており、今回の申請に当たっては始末書が提出されております。

現在の利用状況といたしましては、自宅に隣接する申請地を自家用車3台分の駐車場として利用されております。転用面積214㎡につきましては、申請地の位置、形状などから適正なもの判断いたしました。

また、現地の状況から、周辺農地への影響もないものと思われま

す。以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なもの協議いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請37件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、令和4年2月21日付で申請のあった、医師による診療所を開設するための所有権移転による転用許可申請で、令和4年3月11日に開発許可と同日付で転用許可となったものですが、譲受人である申請人が医師である母親との共有名義として申請したいとの申出から、許可書を返納し、今回改めて転用許可申請を提出されたものです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,564㎡、転用面積728㎡に脳神経内科の診療所、木造2階建て1棟、建築面積296.02㎡、延べ床面積247.65㎡及び22台分の駐車場として利用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和4年7月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

開発許可は令和4年3月11日の許可が有効であることを確認いたしております。

2番は、建設業を営む法人が、公共工事受注に伴う一時資材置場として使用するための賃借権設定による一時転用許可申請です。

農地区分は農用地区域内の農地です。

土地利用計画は、転用面積1,759㎡に資材置場として、砂、砂利、

残土を置く3年間の計画で、転用面積としては妥当なものと判断されま  
す。

農用地区域内における農地の一時転用に対する意見については、熊本  
市長から意見を聴取しており、農業振興地域整備計画の達成に支障を及  
ぼすおそれはなく、周辺農地及び農業関連施設に支障が及ばないように  
考慮した上で使用を認めるとの判断を受け、3件の公共工事の工事請負  
計画書を確認し、また、工事完了後の一時転用後の農地の復元について  
の誓約書の提出を受け、仮設工作物の設置、その他一時的な利用であり、  
農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないと判断しました。

一時転用の期間は許可日から3年間の予定で申請されましたが、工事  
請負終了後までとすることが妥当であると判断しました。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条  
件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番は、宅地建物取引業を営む法人が建築条件付売買予定地として  
建設するための所有権の移転による転用許可申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い  
農地で第2種農地及び市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下  
水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からお  
おむね500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されま  
す。

土地の選定にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに適地  
がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、転用面積658㎡に建築条件付売買予定地として3  
区画を建設する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和6年5月31日までの予定で、許可後は速やかに着手  
されることを確認いたしております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指  
導課へ事前審査協議済みとのことです。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条  
件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立  
地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協  
議結果でございました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございました  
が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして4番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

4番から10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番と5番は関連で、4番と5番の申請者は各々が宅地建物取引業を営む法人で、建築条件付売買予定地として建設するための所有権移転による転用許可申請です。

4番の農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

5番の農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下水管2種が埋設されている道路の沿道区域にあつて、申請地からおおむね500m以内に保育施設がある第3種農地と判断されます。

土地の選定にあたっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、総事業面積2,920.56㎡、総転用面積2,920㎡に建築条件付売買予定地として11区画と開発道路、防火水槽、ごみ置場を建設する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和6年12月25日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれはないものと判断されます。

6番と7番は関連で、宅地建物取引業を営む法人が資材置場として使用するための所有権移転の転用許可申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地の選定にあたっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことです。

土地利用計画は、総転用面積177㎡にコンクリート製品、碎石、建築資材置場として利用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和5年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手さ

れることを確認しております。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

8番は、宅地建物取引業を営む法人が資材置場として使用するための所有権移転の転用許可申請です。

農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積1,637㎡に車両置場8台分と事業規模拡大に伴う建築資材置場として使用される計画で、転用面積としては妥当なものとして判断されます。

工事期間は令和4年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

9番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。

農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積1,496㎡に建築条件付売買予定地として6区画と新設道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものとして判断されます。

工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査済みとのことです。

10番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の一団の広がりのある農地の区域内にある第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当するものとして、不許可の例外として判断いたしました。

代替地についても検討されております。

土地利用計画は、総転用面積439.48㎡に建築条件付売買予定地

2区画と新設道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和6年3月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査済みとのこと。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま4番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして11番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

11番から14番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番と12番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。

農地区分は市街地化の傾向が著しい区域で、上下水道管2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、総転用面積1,579㎡に建築条件付売買予定地6区画及び公衆用道路、排水用地を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのこと。

工事期間は令和6年9月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

13番は採石場への転用許可申請です。

農地区分は中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積80,936.96㎡の事業地内の、総転用面積5,286㎡の農地を採石場として転用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

なお、開発許可が不要な旨は、開発指導課へ確認しておりますが、砕石場の設置に関しましては、熊本県の許可及び熊本市産業振興課の許可が必要であり、許可書の写しが添付されております。

また、事業地に林地が含まれるため、県央広域本部への林地開発変更届出書の提出が必要ですが、これに対する通知書の写しが添付されております。

なお、申請地は既に採石場として使用されており、利用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

14番は、使用貸借による個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積396.11㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は令和5年3月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、

今回の申請は妥当なものと判断いたしました。

ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま11番から14番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、13番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして15番。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

15番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、親子間で使用貸借権を設定し、農業用倉庫への転用許可申請です。

農地区分は農用区域内にある農地で原則不許可ですが、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知書が添付されており、不許可の例外規定の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断しました。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地の1,103㎡のうち406.5㎡に農業用倉庫1棟と駐車場スペースを設置される計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

工事期間は令和4年8月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

16番は、介護福祉用具の製造、販売業を営む法人が所有権移転による資材置場への転用許可申請です。

農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積229㎡に資材等を保管するハウスを設置し、資材置場として利用される計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

工事計画は令和4年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

17番は、介護施設を運営している法人が賃借権を設定し、駐車場への転用許可申請です。

農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、敷地面積892㎡のうち転用面積280.75㎡に7台分の駐車スペースを設置される計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

ただし、申請地は既に駐車場として整地されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が添付されております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま15番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きますして18番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

18番から24番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

18番は、夫婦間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積499㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、線引き前の土地における自己用住宅に係る許可の運用基準により、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。

工事期間は令和4年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

19番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積202㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

ただ、申請地は砂利敷きされており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

20番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。

農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,702㎡に建築条件付売買予定地7区画及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありま

せん。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。

工事期間は令和6年7月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

ただ、申請地の一部は以前より宅地として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

21番から23番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。

農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積2,791㎡に建築条件付売買予定地11区画及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。

工事期間は令和7年1月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

24番は、所有権移転による太陽光発電設備の敷地拡張のための転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積159㎡を太陽光発電設備の敷地として拡張する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

ただ、申請地は譲受人が隣接地に太陽光発電設備を設置した際、境界線を誤ったことで既に設備の敷地として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上7件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま18番から24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして25番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

25番、26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番と26番は関連で、敷地拡張のための転用許可申請です。

農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、今回の既存施設の拡張については、開発指導課より開発許可不要である旨の回答を得ております。

なお、隣接農地への被害防除については問題ありません。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま25番から26番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして27番。

#### 3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

27番から30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番から29番は関連で、所有権移転による貸資材置場への転用申請です。

農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種

農地と判断されます。

代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積6,592㎡に鉄板、コンボ、バケット、アタッチメントなど、資材置場として整備し、本人が経営する建設工事業の法人へ貸し付ける計画で、妥当な面積と思われま。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

工事期間は令和4年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

30番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。

農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積827.89㎡に建売住宅2棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのこと。

工事期間は令和5年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま27番から30番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、27番から29番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　次、31番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

31番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

31番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、交通の利便性、住環境が良好であること、また、親名義の農地であり無償で貸してもらえることから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆、128.72㎡と隣接する宅地を合わせた総事業面積246.83㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。

資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われまます。

転用許可と同時に開発許可が必要となりますが、事前審査の回答済みで許可の見込みはあるものと判断します。

工期は許可日から令和4年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きますして32番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

32番から37番について、地区委員会での協議状況をご報告申し上げます。

32番、33番は関連です。

太陽光発電事業等を営む法人が所有権移転し、太陽光発電設備に転用

する申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地など検討されましたが、日照、事業規模などから、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆、1,087㎡に太陽光パネル140枚、発電容量64.4kwの太陽光発電設備を計画されており、転用面積は適正なものと判断いたします。

資金計画等に問題はなく、添付書類として、電力会社からの系統連系に係る契約の案内及び経済産業省の認定書の写しなど、必要書類も揃っております。

排水計画は、基本的には自然地下浸透処理で、ほかに設備周辺部に土側溝を設置し、外部への流出を防止する計画ですが、現地調査時においても、特に排水については被害防除対策に万全を期すようお願いしております。

工期は許可日から令和4年9月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

34番、35番は関連で、不動産等を営む法人が所有権移転し建売住宅へ転用する申請です。

農地区分は10ha以上の広がりのある農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、転用目的が建売住宅であり、集落に接続して設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。

土地の選定にあたりましては、代替地として市街化区域内や周辺の農地以外の土地などを候補地として交渉されましたが、同意が得られず、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆、2,439㎡と農地以外の土地を合わせた総事業面積2,714.65㎡に建売住宅8棟を建築するほか、新設道路等として利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。

資金計画、給排水計画等に問題はなく、建物の配置計画などから、周辺農地への影響もないものと思われま。

集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで、許可の見込みもあるものと判断されます。

工期は許可日から令和6年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

36番は、運送業を営む個人が所有権移転し、貸資材置場及び貸駐車場に転用する申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地の選定にあたりましては、代替地として近隣で農地以外の土地も検討されましたが、申請地が既存施設の隣接地であり、一体として利用することが最も効率的であると判断し選定されたものです。

土地利用計画は、申請地358㎡と農地以外の土地を合わせた総事業面積966㎡をコンテナ、パレット等の運送用資材置場及びトラックなど4台分の駐車場として法人へ貸し付けられる計画で、転用面積は適正なものとは判断いたします。

排水計画、資金計画等に問題はなく、また、事業の内容、周囲の状況から、周辺農地への影響もないものと思われま

す。工期は許可日から令和4年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

37番は、土木工事業等を営む法人が所有権移転し、資材置場へ転用する申請です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

土地の選定にあたっては、本店所在地の近隣で農地以外の土地など代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2,224㎡を砕石、山砂などの土木資材置場や通路及び回転スペース等として利用される計画で、転用面積については適正なものとは判断いたします。

資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から、転用による周辺農地への影響もないものと思われま

す。工期は許可日から令和4年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものとは協議いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま32番から37番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 第4号及び第5号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。  
まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）についてご説明いたします。  
初めに、所有権移転ですが、明細の19ページの1番から22ページの13番までの合計13件で、公社からの売渡しと買入れでございます。  
面積は13件合わせまして、田15,902㎡、畑4,206㎡の合計20,108㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。  
次に、利用権設定の新規設定分です。  
明細23ページの14番から35ページの42番までの合計29件で、契約期間別では6年未満が24件、10年以上が5件で、面積は29件合わせまして、田127,197㎡、畑9,823㎡の合計137,020㎡です。  
権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、大豆、施設野菜、果樹、畑作物です。  
次に、再設定分です。  
明細35ページの43番から42ページの64番までの合計22件で、契約期間別では6年未満が14件、10年以上が8件で、面積は22件合わせまして、田49,975㎡、畑13,447㎡の合計63,422㎡です。  
権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、露地野菜です。  
続きまして、第5号議案です。  
43ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。  
明細は44ページの1番から67ページの48番までで、契約期間別では6年未満が16件、10年以上が32件で、面積は48件合わせまして、田121,271.3㎡、畑41,421㎡の合計162,692.3㎡です。  
権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しております。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号及び第5号議案の説明につきましては以上でございます。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見はございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。

願出人は対象農地5筆を、願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

2番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。

願出人は対象農地1筆を、願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
続きまして3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。

願出人は露地野菜を作付されている農家で、対象農地3筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願1件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。

願出人が納税猶予を受けるには、対象農地3筆を原則自作することが

条件ですが、その貸付けが中間管理機構へ適正に貸付けされていれば、納税猶予の継続が可能となっております。

対象地は、中間管理機構である熊本県農業公社に貸し付けられた農地で、さらに農業公社から借人へ貸付けが行われたものです。

現在も営農が継続されていることを地元委員が確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案、非農地証明願1件でございます。

　　地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

　　それでは、1番をお願いします。

#### 9番 田上正富委員

　　9番委員、田上です。

　　1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　申請地について、昭和22年当時の航空写真及び地元住民2人からの証明により、宅地として利用されていたことが確認されております。

　　このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断いたしました。

　　以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について、何ら問題ないものと判断いたしました。

　　ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ報告事項の一覧をご覧ください。

1番から11番までの合計217件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。

それでは、以上で全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは、これにて閉会をいたします。

閉 会 午後4時23分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年5月10日

議 長 福原 幸一

署名委員 上田 定信

署名委員 木村 憲正

書 記 村上 浩徳